

来たるべき巨大地震に備える宣言

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生し、東北地方を中心として未曾有の大震災となった（東日本大震災）。今なお大震災の被災者の中には、発災前の生活を取り戻せず、物心両面から苦しめられている方々があり、当連合会としても衷心からお見舞いを申し上げます。また、この大震災から真の復興を遂げるためには、被災地の内外に関わらず、官民挙げてさらなる努力が必要であり、着実に各種施策を講じなければならないことは明らかである。

さて、地震列島とも表される日本列島に住む私たちは、過去から現在に至るまで、常襲的に発生する地震災害と向き合ってきた。

近年においても、既に述べた東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）だけでなく、平成7年1月17日に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震など、全国各地で様々な地震災害を経験している。

四国地方も例外ではない。四国地方は太平洋岸を中心に、100年から150年周期で発生すると言われる南海地震に度々襲われ、その都度地震動、そして津波で大きな被害を被っている。

昭和21年12月21日に発生した昭和南海地震から約70年が経過し、次の地震がいつ発生してもおかしくない状況となっている。

いわゆるプレート境界型地震のみならず、地震断層による巨大地震の発生も懸念される。ことに、四国地方を東西に貫く中央構造線は、もし活動すれば甚大な被害を生じさせかねない。

いざ、四国地方で巨大地震が発生した場合、我々弁護士は、被災者へ十分な法的支援を行うべく、その体制を整えなければならない。また、我々弁護士自身も被害を受けることが予想され、その被害を最小限にするとともに、各会員の安否の確認を速やかに行う態勢を整えなければ、被災者への十分な法的支援

を行うことはできない。

近年の地震災害においても、弁護士の実施する法律相談が、紛争の予防、パニックの防止、被災者の精神的支援に大きな役割を果たしたほか、被災者に対する公的な情報の提供や被災者の視点に立った立法事実収集という面においても被災者支援に大きく貢献したことが明らかである。

我々は、近年の地震災害における弁護士の活動成果を踏まえ、さらに被災者への十分な法的支援を行うためには、行政、福祉、報道その他の関係機関と連携し、被災者個々の求めにきめ細やかな対応ができるようにしなければならない。

来たるべき大地震への対応に向けた準備は、早すぎることはない。また、いつ発生するか分からない大地震の時まで、その準備は継続しなければならない。

よって、当連合会は、所属の単位会とともに、来たるべき地震災害に備えるべく、次の項目を実施することを宣言する。

- 1 発災時における被災者の法的支援の必要性が極めて大きいことに鑑み、適時に適所において需要を満たしうる法律相談等の法的支援体制が確保できるよう、体制を構築すること。
- 2 国、県及び市町村等の行政機関や日本司法支援センター等と連携することにより、予め法律相談料等の財源確保、相談を行う場所の確保、情報の収集、交通手段の確保等に努め、上記の法律相談において、被災者にとって過度の負担とならないよう、また、気兼ねなく相談できる環境を整えること。
- 3 適時適所の法律相談需要を満たすべく、他の弁護士会連合会や単位会との連携を深めるとともに、福祉、報道その他の必要な関係機関との連携に努め、発災時には関係機関と協力することで被災者へきめ細やかな対応ができるようにすること。
- 4 上記の各施策が一過性に終わることのないよう、継続の重要性を肝に銘じ、

震災対策に関する研修等を定期的に行い、弁護士会としての震災対策のレベルアップや会員の意識向上に努めるとともに、関係機関と協議会を持つなどして、来たるべき発災時までその態勢を継続して取り続けること。

2013(平成25)年11月15日

四国弁護士会連合会